

市民参加の方法 実施結果票

市民参加の概要	特定生産緑地制度に関するアンケート結果		
実施年月日	平成30年11月から平成31年2月	実施回数	1回
対象者	生産緑地の所有者 (発送数 253件)	参加者実数	152件
担当課	都市計画課		
I 述べられた意見、又は提出された提案等の概要			
<p>生産緑地法が平成29年5月に改正され、「特定生産緑地制度」が創設されました。新制度を踏まえてどのような土地利用の意向を有しているかを把握し、今後の指定に向けた取組の参考とさせていただきますため、アンケートを実施しました。</p> <p>【I. 農業後継者の有無について】</p> <p>問1 生産緑地を引き続き耕作される後継者はいますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに就農している農業後継者がいる 50件 (32.9%) ・まだ就農していないが、農業後継予定者がいる 24件 (15.8%) ・今のところ未定だが、誰かが農業を継いでくれると思う 36件 (23.7%) ・誰も農業を継がないと思う 39件 (25.7%) ・回答なし 3件 (2.0%) <p>問2 農作業の中心となっている方の年齢は何歳でしょうか。</p> <p>19歳以下 1件 (0.7%)、20歳代 2件 (1.3%)、30歳代 13件 (8.6%)、40歳代 14件 (9.2%)、50歳代 29件 (19.1%)、60歳代 41件 (27.0%)、70歳以上 47件 (30.9%)、回答なし 5件 (3.3%)</p> <p>【II. 生産緑地の継続及び特定生産緑地制度の利用意向について】</p> <p>問3 平成29年5月の生産緑地法の改正に伴い、指定後30年を経過した生産緑地地区については、所有者の同意を得て買取申出可能時期を10年先送りする、「特定生産緑地指定制度」が新たに創設されました。このことは御存じでしたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知ってた 109件 (71.7%) ・知らなかった 43件 (28.3%) <p>問4 買取り申出の始期を10年先送りする特定生産緑地の指定の意向についてお尋ねします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有する生産緑地全てを指定または検討 70件 (46.1%) ・所有する生産緑地のうち一部を指定または検討 27件 (17.8%) ・指定の意向はない 11件 (7.2%) ・現状ではわからない、または判断できない 44件 (28.9%) <p>問5 生産緑地が指定から30年が経過した時点で1年以内に、茅ヶ崎市へ買取申出（解除の手続）を行う予定はありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有する生産緑地全てを買取申出を申請または検討 7件 (4.6%) ・所有する生産緑地のうち一部を買取申出を申請または検討 22件 (14.5%) ・買取申出を行うつもりはない 67件 (44.1%) ・現状ではわからない、または判断できない 55件 (36.2%) ・回答なし 1件 (0.7%) 			
II Iに対する市長等の考え方			
<p>生産緑地として指定されている都市農地は、茅ヶ崎市みどりの基本計画において、保全する農地として位置付けられています。今後、所有者の皆様には生産緑地及び特定生産緑地制度の理解を深めていただけるよう周知・啓発に努めてまいります。</p> <p>また、特定生産緑地は、生産緑地の指定から30年が経過する前までに指定する必要がありますので、手続を円滑に進められるよう、所有者の皆様へ申請書の発送等を迅速かつ丁寧に実施してまいります。</p>			
その他特記事項			